

開 発 行 為 等 に 関 す る 申 告 書

1 申告書提出年月日	年 月 日	7 建 築 の 区 分	ア 新築 イ 用途の変更を伴う改築 ウ 用途の変更を伴わない改築 エ 増築	
2 建築確認申請者 住所及び氏名				
3 区域区分	ア 市街化区域 イ 市街化調整区域			
4 敷地となる土地の面積	m ²	8 建築（新築・改築・増築） 床面積	m ²	
5 建築を行うために開発行為を伴うことの有無	ア 伴う イ 伴わない	9 用途の変更を伴う改築 床面積	m ²	
6 開発行為を伴う場合の開発区域の面積	m ²	10 建築物の用途		
11 敷地となる土地の表示	所 在	地 番	地 目	面 積
				m ²
代理人 住所及び氏名	電話番号			

12	都市計画法第二十九条または第四十三条に関する事項	(1) 市街化区域・調整区域	ア 都市計画法第29条第3号に規定する公共 公益施設の建築	(2) 市街化区域	ア 市街地開発事業区域内 における建築	(ア) 土地区画整理事業区域内	
			イ 都市計画施設の整備に関する事業区域内における建築			(イ) 工業団地造成事業区域内	
			ウ 市街地開発事業でない土地区画整理事業区域内における建築			(ウ) 新住宅市街地開発事業区域内	
			エ 公有水面埋立事業竣工許可前の土地における建築			(エ) 市街地再開発事業区域内	
			オ 非常災害のために必要な応急措置としての建築			イ 既存（従前）建築物の敷地における建築	
			カ 車庫・物置等附属建築物の建築			ウ 500m ² （政令で定める規模）未満の造成地（道路位置指定等）における建築	
			キ 開発許可を受けた造成地における建築			(3) 調整区域	ア 法第43条の許可・既存宅地の確認を受けた建築物の確認
			ク 住宅地造成事業認可等を受けた造成地における建築				イ 開発行為を伴わない増築
							ウ 用途変更を伴わない改築
							エ 政令第20条第1号から第4号までの農林漁業用建築物
	(4) 市街化調整区域	ア 農林漁業住宅または政令第20条第5号の90m ² 以内の農林漁業用建築物 イ 物品販売等を行う50m ² 以内の店舗、事業場等で業務用の面積が2分の1以上（開発行為を伴う場合は、敷地100m ² 以内）のもの建築（政令第22条第6号、第35条第3号）					
	(5) 市街化区域内で（1）及び（2）以外の500m ² 以上の開発行為を伴う建築物の建築						
	(6) 市街化調整区域内で（1）から（4）までに掲げる土地の区域以外の土地における建築、または（1）から（4）までに掲げる建築物以外の建築						
	摘要						

13 農地転用の許可または届出受理の番号及び年月日	年 月 日	受 付 印
※ 確 認 書	上記事項について確認したところ 1 都市計画法第3章第1節の規定に適合すると認める。 2 別途、知事の発行する証明書の添付を必要と認める。 3 都市計画法に基づく許可（第 条）を受ける必要を認める。	
	開発許可担当者	課 長 補 佐 系 長 系 員

備考 1 この申告書は、都市計画法施行規則第60条第1項及び同附則第3項証明書に代えるものです。
 2 この申告書の提出にあたっては、所要の事項（1から11まで）を記入し、その記載事項について開発許可担当部課の確認を受けてから、建築確認申請書に添付してください。
 3 代理人が提出する場合は、代理人の欄に住所氏名等を記入してください。

提出部数 正本1部、副本1部（副本は受付後に返却します。）
 提出先 都市計画課窓口（市役所6階）
 添付図面 ①位置図（1/2500都市計画図）※都市計画課で販売しています。
 ②配置図（1/500以上）※敷地と建物配置がわかるもの。
 ③敷地と建物の面積がわかるもの（市条例5号宅地は最高の高さがわかるものも添付）。

開発行為等の許可を受けたものについては次の通知書等の写しも添付してください。
 ・29条許可通知書（37条承認通知書）※完了公告していない場合は開発行為検査済証
 ・43条許可通知書
 ・60条証明書

市街化調整区域の延床面積1.5倍以内の建替、農家住宅の建替等については、次の資料を持って事前相談をしてください。

- 資料
- ・従前の建築確認通知書
 - ・土地及び家屋の登記簿謄本
 - ・公図
 - ・土地及び家屋の不動産証明書（市役所2階の課税課で発行。第三者は要委任状）
 ※最新年度と旧野田市は昭和45年度、旧関宿町は昭和60年度が必要です。
 - ・現況図（現在の敷地と建物の配置と各面積がわかるもの）
 - ・農家住宅の場合は農業経営の実態証明書（市役所7階の農業委員会で発行。第三者は要委任状）
 - ・その他、相談内容によって追加資料が必要です。

※事前相談では相談内容を審査するため、回答まで資料提出後1週間から10日程度かかります。

集合住宅の建築行為（住戸数4戸以上） の場合は、野田市宅地開発指導要綱第3条第3項の規定により、次の項目について関係課と協議後に申告書を提出してください。

	清掃管理課 (出先)	水道部 (出先)	都市計画課 (市役所6階)
項目	ゴミ集積所の設置について	水道の事前協議について	駐車場施設計画について
受付			※原則として敷地内に住戸数分の駐車場と駐輪場が必要です。

その他の協議事項

	市民生活課 (市役所2階)
項目	自治会活動について
受付	